

志免町告示第27号

志免町公式キャラクター取扱要綱を次のように定める。

令和元年7月17日

志免町長 世 利 良 末

(趣旨)

第1条 この要綱は、志免町公式キャラクター「シメツチャ」(以下「キャラクター」という。)の使用(電磁的記録における使用を含む。以下同じ。)及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 キャラクターの権利の一切は、町に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターは、志免町を広くPRするため、公共又は民間の施設、広報、案内、特産品、工芸品、名刺、物品等に使用することができる。

(使用申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、志免町公式キャラクター使用承認申請書(様式第1号)(次条において「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、志免町が使用する場合は、この限りでない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、志免町公式キャラクター使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査において、次の各号に該当する場合は、使用の承認をしないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとするとき。
- (2) 特定の個人、団体等の売名に利用しようとするとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。

- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で、支障となるおそれがあると認められるとき。
- (6) 町の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) その他町長が承認すべきでないとは判断したとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 前条第2項の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の承認を受けた目的以外にキャラクターを使用してはならない。

- 2 キャラクターの使用により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じ、又は第三者に損害を与えても、町長はその責めを負わない。

- (1) 使用の承認に付された条件に違反し、又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、志免町公式キャラクター使用承認取消通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して必要な措置を命ずることができる。この場合において、承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(使用結果の報告)

第9条 使用者は、町長が使用結果の報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第10条 キャラクターの使用及び取扱いに関する庶務は、まちの魅力推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。